

防官文第16531号  
24.12.21  
一部改正 防官文(事)第373号  
令和2年9月15日  
一部改正 防官文第15670号  
令和3年9月14日  
一部改正 防官文第16532号  
令和6年7月16日

大臣官房長 殿  
各 局 長

事務次官

防衛大臣の決裁並びに専決及び代決に関する訓令の運用等について（通達）

防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号。以下この通達において「訓令」という。）の実施に当たっては、下記の解釈及び運用上の留意事項によることとされたので、その適正を期せられたい。

## 記

### 1 訓令の意義

法令等において防衛大臣の権限と位置付けられている事項は、防衛省の所掌事務の広範多岐にわたっている。案件の内容の軽重にかかわらずその全てについて防衛大臣の判断を仰ぐこととすると、様々な決裁案件が防衛大臣に集中し、防衛大臣の負担が大きくなることにより、防衛省の意思決定が遅延し、時宜にかなった効率的な行政事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

このようなことから、従来から、防衛省においては、訓令に基づき防

衛大臣の権限の一部を専決者（事務次官、防衛装備庁長官、官房長等、衛生監並びに課長等及び訓令第7条に規定する防衛装備庁の職員をいう。以下同じ。）に委任している。これにより、防衛大臣は、その判断が真に必要とされる重要又は異例に属する案件に専念することが可能となるほか、専決者がその職責に応じてその他の事項について専決することにより、防衛省における迅速な意思決定及び効率的な行政事務の遂行を確保することとしている。

## 2 用語の解釈

- (1) 訓令において「重要」とは、防衛行政について最終的な責任を有する防衛大臣の直接の判断を必要とすることをいい、内閣の閣僚としての大局的な判断と重い責任に裏付けられた決定が必要とされるものをいう。具体的には、内閣の方針に係る決定を行うこと、防衛省の所掌事務の遂行に係る新たな基本的な政策を採用すること、これまで採られていた政策を見直し又は変更すること、国民、立法府、地方公共団体、外国、報道機関等に及ぼす影響その他の対外的・社会的影響又は反響が大きい決定を行うこと等が該当する。
- (2) 訓令において「異例」とは、それまでの防衛省の政策若しくは方針又はその案件に係る経緯等に鑑みると、例えば緊急の場合等において、その案件に限って通常の見取りとは異なる特例的・例外的な取扱いを行うこと、及び防衛省としてこれまで関与したことがない前例のない新規の案件に関することをいう。
- (3) 訓令において「軽易」とは、専門的・技術的であり、そもそも裁量の余地がほとんどないこと、及び定例的であるため又は基本的な方針等が既に定められているため、裁量の範囲が狭く、その責任が比較的軽いことをいう。

## 3 防衛大臣の決裁事項

防衛大臣の決裁事項は、重要又は異例に属するものに関することであり、訓令第3条各号に掲げられているものはあくまでもその例示である。「重要」又は「異例」の考え方については、第2の用語の解釈に示した考え方によることとなる。このため、大局的な観点から重い責任を伴う判断を行い、又は特例的・例外的な取扱いを行うような案件については、重要又は異例に属するものであることから、防衛大臣が決裁することとなる。

なお、例示に挙げられた「予算のうち重要なもの」とは、防衛省の予算の基本的な部分を定めるものを指しており、原則として、予算の移替え等の既定の方針に従った手続行為と判断されるような案件は含まれない。また、「重要な人事」とは、国务大臣、副大臣及び大臣政務官規範（平成13年1月6日閣議決定）2（2）③に規定する本省庁課長職級

以上の人事案件に該当するものが含まれるが、必ずしもこれに限られるものではなく、個別的又は具体的な人事の重要性等により判断されることとなる。

#### 4 専決者の専決事項

訓令第4条から第7条までに規定されている専決者の専決事項は、あくまでも重要又は異例に属しないものであることが前提である。

このため、例えば「情報の公開に関すること」のように一般的には事務次官又は官房長等の専決とされている事項であっても、責任の重さ、対外的・社会的な影響等を個別的又は具体的に判断し、重要又は異例に属するものと判断される場合には、防衛大臣の決裁事項となる。同様の考え方により、専決とするか否か判断することが困難な案件については、防衛大臣の決裁とすることが適当である。また、専決により専決者限りで決定した場合であっても、外部には防衛大臣の決定として表示され、法的効果を生ずることとなることに留意し、重要又は異例に属するものであるかの判断を適切に行うことが必要である。

#### 5 再委任

再委任とは、訓令第5条又は第6条の規定により官房長等及び衛生監に委任された専決事項のうち、定型的・反復的・画一的な案件であって、その都度新たな判断を行う必要が少ないものの専決について、効率的な行政事務の遂行の観点から、課長等に更に委任することである。この際、あらかじめ防衛大臣の承認を得ることを要件としているのは、訓令により防衛大臣から官房長等及び衛生監に対して当該事項を委任した趣旨をないがしろにしないようにするためである。

なお、「事務の効率化が図られる」とは、再委任により意思決定に係る決裁事務の迅速化・簡素化が図られることをいう。また、2以上の課等の所掌に係るものでないことを基準にしているのは、再委任できる事項について、責任の所在を明らかにすることができるものに限定するためである。

#### 6 審査

次の各号に掲げる事項については、大臣官房文書課法令審査官の審査を受け、大臣官房文書課長の承認を受けなければならない。

- (1) 防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官及び事務次官の決裁を要するもの（人事案件その他の特別な案件に係るものを除く。）
- (2) 訓令別表第1の6第110号及び別表第2第15号に掲げる事項
- (3) 訓令別表第5第3号に掲げる事項